

公益社団法人日本エアロビック連盟 テクニカル・アドバイザー規程

(趣旨)

第1条 本規程は、公益社団法人日本エアロビック連盟（以下「本規定」という）テクニカル・アドバイザー（以下「TA」という）に関する事項を定める。

(任務)

第2条 TAは、エアロビック競技選手の競技力向上にかかわる科学的知見と指導力を習得して指導にあたり、選手の競技力のレベルアップにつとめ、エアロビックの普及に貢献するものとする。

2. TAは、競技力向上にかかわる専門的な指導力だけでなく、競技エアロビックの指導者としての自覚と情熱をもち、全人的な広い視野と高い識見を持たなければならない。

(基礎資格)

第3条 TAの基礎資格（受講資格）は受講年度の4月1日時点18歳以上で次の条件に当てはまる者とする。

1. 公認エアロビック指導者
2. JAF認定指導者
3. エアロビック技能検定3級以上の技術を有する者
4. JAFまたは都道府県連盟推薦者

(養成講習会)

第4条 受講希望者は、第3条に該当していれば、本連盟に直接受講申し込みができる。

(資格の認定と登録)

第5条 TAはTA養成講習会修了後本連盟の定める資格審査を経て認定される。

- 2 認定を受ける者は、別に定めるエアロビック指導者登録規程及び個人賛助会員規程に則り手続きをして本連盟に登録するものとする。

(資格の有効期間と更新)

第6条 資格の有効期間は2年間とする。有効期間内に本連盟が開催する資格更新研修会を修了し、所定の更新手続きをすることによって有効期間は更に2年間延長される。

- 2 別に定める登録規程に則り、有効期限内に資格を更新しない場合は資格を失う。

(資格の停止と取り消し)

第7条 別に定める倫理規程の違反行為など、TAとしてふさわしくない行為があったときは認定を停止、または取り消す場合がある。

(付則)

本規程は、平成7年7月1日から施行する。

- 2.平成10年4月1日改訂
- 3.平成13年2月1日改訂
- 4.平成15年4月1日改訂
- 5.平成25年4月1日改訂